

地域課題 1 「特別支援学校高等部への通学について」

1 地域課題の概要

特別支援学校高等部に通学する生徒はスクールバスによる通学手段が無いため、自主通学及び家族による通学支援が困難な場合に、通学する方法がない

2 参考事例の概要

(1) 参考事例 1

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒で、自主通学が困難であり、母の急死等により支援者は祖母しかいない家庭環境。以前までは祖母が通学を支援していたが、祖母の状態悪化により通学支援が困難となったため、タクシーの利用によって約月 8 万円を負担しながら通学していた。

相談支援事業者への相談後、利用可能なサービスの調整等が行われ、登校時には福祉有償運送の利用、下校時にはスクールバスの特例的な空き利用及び児童デイサービス事業所の送迎による通学が行われることとなった。

(2) 参考事例 2

特別支援学校高等部に通う強度行動障害のある生徒で、自主通学は困難であり、両親の別居により支援者は母しかいない家庭環境。母の自家用車での送迎中に本人がパニックを起こすと、母一人では抑えることができず、学校への連絡や警察への通報により、他者の支援を受け通学していた。

警察からも頻繁に起きる場合には改善指導が予告されていたが、家庭の経済状況からも具体的な解決策は見つからず、卒業に至った。

3 現行制度等による対応

(1) 特別支援学校による通学支援

ア. 高等部進学にあたっての考え方

高等部は義務教育ではないため、自主通学を原則として保護者等への説明を行っている。自主通学が困難な児童は、保護者の支援により通学している。

イ. 高等部生徒のスクールバス利用

上記の理由により、高等部生徒のスクールバス利用は原則認められていない。ただし、参考事例 1 のように困難ケースがあった場合には、バスの空き状況等を考慮し、可能な範囲で特例的にスクールバスの利用を認める場合もある。

(2) 福祉サービス等の利用

ア. 移動支援

通学は、原則として保護者による送迎やスクールバスの利用等所定の手段による送迎を前提としているため、保護者の回避できない事情（入院など）により一時的に支援を受けることができない場合を除き、利用対象外としている。

また、通年かつ長期に渡る外出も利用対象外としているため、通学に利用することはできない。

イ. 重度訪問介護・行動援護

通年かつ長期に渡る外出は利用対象外であるため、原則、通学に利用することはできない。

ウ. 児童デイサービス、日中一時（放課後支援型）

放課後に利用予定があり、事業所が送迎を行っている場合には下校時の支援を受けることができるが、登校時の利用は不可。

エ. 福祉有償運送

介護が必要である場合、事業者によっては利用が検討可能だが、タクシー利用と同様に利用者の経済的な負担が大きい。

オ. 通学支援ボランティアの利用

居住する地域に支援可能なボランティアがいる場合には利用が検討可能。

4 全体会議等で協議を行った解決策検討の方向性

- (1) 現在の福祉サービス等のうち、通学への利用が検討可能なものは、地域生活支援事業として運用方法を市が定めている、移動支援のみである。
- (2) 移動支援を通学に利用できない理由は、スクールバスの利用等所定の手段による送迎を前提としているためであるが、高等部生徒はスクールバスの利用を原則認められていない。
- (3) 自主通学等ができないことを理由に高等部での教育を受けられないことは、特別な支援を必要とする児童への教育を行う特別支援教育の面からも、適当では無いと考えられる。
- (4) 通学への支援方法について福祉・教育が改めて協議調整を行い、両者が実施可能な支援方法を検討することで、狭間を無くしていく必要がある。
- (5) 協議調整にあたっては、関係機関の出席による会議を設ける方法が考えられる。

地域課題 2 「移動支援等サービスの充実について」

1 地域課題の概要

本人を主体とした地域生活と自立支援を実現するためには、移動支援等の利用により社会経験を積み重ねる必要があるが、サービスの利用が進んでいない

また、利用する場合にもヘルパーの不足等によりサービスの利用機会が限られており、十分に利用することができない

2 参考事例の概要

(1) 参考事例 1

通所事業所を利用している知的障害のある人で、通所事業所内や主な支援者である母以外の人との交流経験が少ないため、初めて接する人や事への対応に困難がある。

移動支援等の利用により、母以外の人との交流や社会参加の経験を重ねていく必要がある。

(2) 参考事例 2

通所事業所を利用していた知的障害のある人で、体調不良による退所後に在宅生活となったが、外出や他人との交流を拒んでしまうようになった。

母の体調不良をきっかけに、家事援助の利用を開始したところ、ヘルパーとの関係を築くことができ、移動支援による外出や、他人とのコミュニケーションが徐々にできるようになっている

3 現在の検討状況

(1) 相談ケースの多くが、通所系サービス以外のサービスを利用していない状況であったことから、区内のサービス提供・利用状況等を把握するため、清水区障害者相談支援連絡調整会議にて、清水区内の移動支援事業者・一部の通所施設利用者を対象にアンケート調査を行った。

(2) アンケート結果より、サービス提供事業者・ヘルパーの不足、移動支援等サービスの周知不足、家族の負担軽減支援の必要性等の課題が確認された。

(3) 課題の解決に向け、清水区障害者相談支援連絡調整会議にて、主にサービスを利用していない人を対象とした移動支援講習会を開催した。

- (4) 全体会議では、ヘルパーが知的障害のある人への支援方法を学ぶ機会の不足や、事業所が移動支援を積極的に行わない原因の把握、他区事業者への調査の必要性等について意見が得られた。
- (5) 今後、行政区障害者相談支援連絡調整会議にて、各区事業者等を対象とした移動支援充実に関する再調査の実施、解決すべき課題の整理、解決策の検討等を予定している。

4 資料

- P 5～6 移動支援事業所の職員配置状況とサービス提供実績
- P 7～10 清水区障害者相談支援連絡調整会議によるアンケート調査結果（抜粋）